

第 1 編 総 論

第 1 章 村の責務、計画の位置づけ、構成等

村は、住民等の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、村の責務を明らかにするとともに、村の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

1 村の責務及び村国民保護計画の位置づけ

(1) 村の責務

村（村長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び国民の保護に関する群馬県計画（以下「県国民保護計画」という。）を踏まえ、村の国民の保護に関する計画（以下「村国民保護計画」という。）に基づき、住民等の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら住民等の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

(2) 村国民保護計画の位置づけ

村は、その責務にかんがみ、国民保護法第35条の規定に基づき、村国民保護計画を作成する。

(3) 村国民保護計画に定める事項

村国民保護計画においては、その区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、村が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第35条第2項各号に掲げる事項について定める。

2 村国民保護計画の対象

村国民保護計画では、村内に居住する人（外国人居住者を含む）旅行やビジネスなどで村内に滞在している人、村内を通過中の人など、昭和村内の全ての人を対象とし、「住民等」という言葉で表現する。

3 村国民保護計画の構成

村国民保護計画は、以下の各編により構成する。

- 第1編 総論
- 第2編 平素からの備えや予防
- 第3編 武力攻撃事態等への対処
- 第4編 復旧等
- 第5編 緊急処理事態への対処
- 第6編 首都圏等への支援
- 資料編

4 村国民保護計画の見直し、変更手続

(1) 村国民保護計画の見直し

村国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

村国民保護計画の見直しに当たっては、村国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

(2) 村国民保護計画の変更手続

村国民保護計画の変更に当たっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、村国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、村議会に報告し、公表するものとする。

ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(以下「国民保護法施行令」という。)で定める軽微な変更については、村国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。

第2章 国民保護措置に関する基本方針

村は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

(1) 基本的人権の尊重

村は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、住民等の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

(2) 住民等の権利利益の迅速な救済

村は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の住民等の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

(3) 住民等に対する情報提供

村は、武力攻撃事態等においては、住民等に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保

村は、国、県、近隣市町村並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

(5) 住民等の協力

村は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、住民等に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、住民等は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、村は、昭和村消防団（以下「消防団」という。）及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

(6) 高齢者、障害者等への配慮

村は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、村は、外国人居住者や旅行者に対しても、国民保護措置の実施について配慮する。

(7) 国際人道法の的確な実施

村は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

(8) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

村は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

(9) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

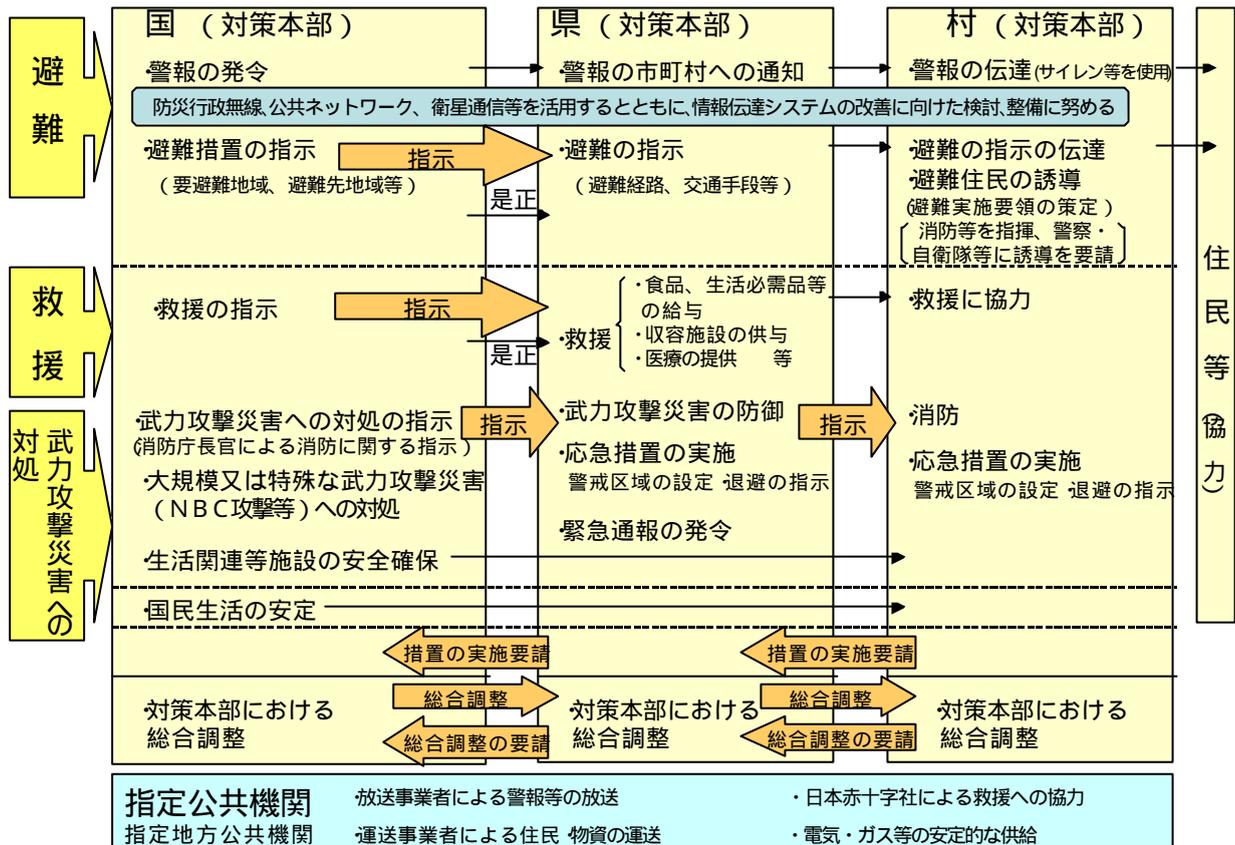
村は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

村は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における村の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

国民の保護に関する措置の仕組み



国、地方公共団体、指定公共機関等が相互に連携

村の事務又は業務の大綱

機関の名称	事務又は業務の大綱
昭 和 村	<ol style="list-style-type: none"> 1 村国民保護計画の作成 2 村国民保護協議会の設置、運営 3 村国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民等の誘導、関係機関との調整その他の住民等の避難に関する措置の実施 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 8 水の安定的な供給その他の住民等の生活の安定に関する措置の実施 9 武力攻撃災害による被害の復旧に関する措置の実施

関係機関の連絡先

関係指定公共機関等との連絡先については、資料編に記述する。

第4章 村の地理的、社会的特徴

村は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認することとし、以下のとおり、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき村の地理的、社会的特徴等について定める。

(1) 地形

村は、群馬県の北東部に位置し、東は沼田市利根町、西は利根川、北は片品川を隔てて沼田市に接し、南は渋川市赤城町に隣接している。標高は、海拔260mから1,461mとなっており、500mから800m付近まで緩い傾斜をなし、赤城高原を形成している。また、北東から流下する片品川は、北西からの利根川に合流し南西へ進み、関東平野へと流れ出ている。



(2) 気候

村においては、一年を通じて比較的降水量が少なく、夏冬、昼夜の寒暖差の大きい気候を有する。気温は平均11.6、最低は1月下旬から2月上旬にかけて-5~-10まで下がる。また、7月下旬から8月上旬にかけて30以上を示し、初雪は11月下旬に降ることもある。晩霜は5月下旬まであり、根雪は4か月におよび、4月上旬まで春雪を見ることがある。

(3) 人口分布

人口は、利根川・片品川沿いの下段部に多く、とりわけ森下地区、糸井地区に多く分布している。上段部は畑作地帯となっており、人口は分散しているが、赤城原地区においては増加している。

(4) 道路の位置等

道路は、村の西部を関越自動車道が縦断している。南北の幹線道路としては、県道下久屋渋川線、県道沼田赤城線、村道永井中野線、利根沼田望郷ラインが走り、東西の連絡道路としては村道古宮追分線、村道森下赤城原線（昭和ICに接続）、村道桂坂板戸線等が整備されている。



第5章 村国民保護計画が対象とする事態

村国民保護計画においては、以下のとおり県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急処理事態を対象とする。

1 武力攻撃事態

村国民保護計画においては、武力攻撃事態として、県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

なお、県国民保護計画においては、以下に掲げる4種類の順で、発生の可能性が高いと想定している。

ゲリラや特殊部隊による攻撃

首都東京に近接する昭和村は、首都の警備を錯乱させるため、ゲリラや特殊部隊による攻撃が考えられる。

警察、自衛隊などによる監視活動などにより、その兆候の早期発見に努めることとなるが、ゲリラや特殊部隊もあらゆる手段を使用してその行動を秘匿することが考えられる。

このため、事前にその活動を予測あるいは察知することができず、突発的に被害が発生することが考えられる。

具体的には、村の行政庁舎、イベント施設、商業施設の爆破やBCR兵器による攻撃、医院などの占拠、浄水場への毒物混入などが考えられる。

少人数のグループにより行われるため、使用可能な兵器や運搬できる爆薬の量も限定され、被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的だが、攻撃目標となる施設や設備の種類によっては火災の延焼や有害物質の流出など二次被害の発生が想定されるとともに、気付かれずにBCR兵器が使用された場合や毒物が混入された場合、さらに占拠された建物が破壊された場合などによっては、被害が拡大することも想定される。

弾道ミサイル攻撃

発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。さらに、極めて短時間で我が国に着弾することが予想され、弾頭の種類（通常弾頭、NBC弾頭）を着弾前に特定することは困難であるとともに、弾頭の種類に応じて被害の程度及び対応が大きく異なる。

村内の施設等が直接標的になる可能性は低いと考えられるが、弾道ミサイルの命中精度が低い場合には、村内に着弾する可能性もある。通常弾頭の場合にはNBC弾頭の場合と比較して被害は限定され家屋や施設などの破壊、火災の発生などが考えられる。

核弾頭の場合には、当初は主に核爆発に伴う熱線、爆風及び初期核放射線によ

って、その後は、放射性降下物や中性子誘導放射能による残留放射線によって、物質の燃焼、家屋や施設などの破壊や火災、放射性汚染の被害が発生すると考えられる。

仮に核弾頭が村内に着弾しなかった場合でも気象条件によっては放射能汚染が本村にまで拡散する可能性もある。

化学兵器弾頭の場合には、地形や気象条件の影響を受けて、風下方向に拡散して人的な被害が発生すると考えられる。

着上陸侵攻

海を持たない群馬県及び昭和村において、直接的な着上陸侵攻が行われる可能性は低いと考えられる。

しかしながら、日本海側に着上陸侵攻が行われた場合、首都圏を目指す地上侵攻部隊が村内を通過することが考えられ、戦闘が予想される地域の住民等を避難させることが必要になる。

着上陸侵攻の場合、それに先立ち航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高く、爆弾、砲弾などによる家屋、施設や設備の破壊や火災の発生などが考えられ、有害物質などを取り扱う施設が破壊された場合には、二次被害の発生も予想される。

航空攻撃

村内の施設等が単独の航空攻撃の直接標的になることは極めて低いと考えられるが、地上侵攻部隊が村内を通過するような事態が発生した場合、侵攻に先立って航空攻撃が行われることも考えられる。

弾道ミサイル攻撃の場合に比べ、その兆候を察知することは比較的容易だが、航空攻撃は作戦の目的が達成されるまで繰り返し行われることも考えられる。

2 緊急対処事態

村国民保護計画においては、緊急対処事態として、県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

(1) 攻撃対象施設等による分類

多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃

行政庁舎・大量輸送機関の爆破、大規模集客等施設の爆破、学校・病院・行政機関の占拠

(2) 攻撃手段による分類

多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃

行政庁舎・大規模集客等施設に対するBCR兵器による攻撃、浄水場への毒物混入